

○環境省告示第四十三号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第九条の四の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成八年九月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） <u>K〇一〇二・三 十四・二、十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法</u>
シアン化合物	規格K〇一〇二・二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	規格K〇一〇二・四 七・二・一及び七・二・三に定める方法

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） <u>K〇一〇二の五十五に定める方法</u>
シアン化合物	規格K〇一〇二の三十八・一・二（規格K〇一〇二の三十八の備考十一を除く。以下同じ。）及び三十八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・五に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表一に掲げる方法
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）付表一に掲げる方法

鉛及びその化合物	規格K〇一〇二・三 十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法
六価クロム化合物	規格K〇一〇二・三 二十四・三（二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法（ただし、二十四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K〇一七〇・七七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素及びその化合物	規格K〇一〇二・三 二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法
(略)	(略)
トリクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
ジクロロメタン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は

鉛及びその化合物	規格K〇一〇二の五十四に定める方法
六価クロム化合物	規格K〇一〇二・三の二十四・三（規格K〇一〇二・三の二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法（ただし、規格K〇一〇二・三の二十四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K〇一七〇・七七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素及びその化合物	規格K〇一〇二の六十一・二、六十一・三又は六十一・四に定める方法
(略)	(略)
トリクロロエチレン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法

四塩化炭素	は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエタン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一―ジクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一―トリクロロエタン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリクロロエタン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三―ジクロロプロペン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法

ジクロロメタン	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・二―ジクロロエタン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一―ジクロロエチレン	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一―トリクロロエタン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリクロロエタン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
亜硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二・二 十四・二、十四・三又は十四・四に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二・二 十五・三、十五・四、十五・六、十五・七又は十五・八に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算	のを用い、規格K〇一七〇・六 六 図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は五・二(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、<u>試</u> 験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、<u>蒸留</u>操作を省略することができる。)及び五・五に定める方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
亜硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二の四十三・一に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二の四十三・二・一、四十三・二・三、	リン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇・六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一・一C)(注②)第三文及び規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができ^る。)及び環境基準告示付表七に掲げる方法

			一・四―ジオキサン	(略)	係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法
			環境基準告示付表七に掲げる方法	(略)	
			一・四―ジオキサン	(略)	四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
			環境基準告示付表八に掲げる方法	(略)	